

横浜市大都市自治研究会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 27 日 政大推第 268 号
最近改正 令和 6 年 3 月 15 日 政 総 第 530 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市大都市自治研究会（以下「研究会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定める。

(委員)

第 2 条 委員は、市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。
- 4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員)

第 3 条 市長は、諮問に関する専門的な事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、調査審議事項に関する専門性を有する者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該専門的な事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(座長)

第 4 条 研究会に座長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、座長が欠けたとき、その他必要があると認められる場合は、あらかじめ座長が指定した職務代理順に基づき、その最上位者の委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 研究会の会議は、座長が招集する。ただし、座長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、座長が務める。
- 3 会議は、委員（臨時委員を含む。次項において同じ）の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 座長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成12年6月助役依命通達）に基づき、会議は一般に公開する。ただし、委員の承諾により、座長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴者の定員は、座長が定める。
- 3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 4 会議を非公開とする場合において、座長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(秩序の維持)

第8条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りではない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他座長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に入ってはならない。
- 4 座長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者が会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、座長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場から退去を命じることができる。

(庶務)

第9条 研究会の庶務は、政策経営局大都市制度推進本部室大都市制度・広域行政部制度企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(横浜市大都市自治研究会設置要綱の廃止)

- 2 横浜市大都市自治研究会設置要綱（平成 23 年 8 月 1 日政大推第 78 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 12 日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同日までの庶務については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。